代理店契約書

○○（以下「メーカー」という）と○○（以下「代理店」という）とは、メーカーの商品またはサービスを代理店がメーカーの代理人として販売することについて、以下の通り、代理店契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条　代理権の付与

1. メーカーは、代理店に対し、メーカーと代理店とで別途合意する商品またはサービス（以下「本商品等」という）をメーカーの代理人として販売する権限を付与する。

2. 第1項の定めにかかわらず、メーカーは、本商品等の全部または一部について、代理店以外の第三者に対し、販売場所を問わず、メーカーの代理人として販売する権限を付与できるものとし、代理店は本項に基づく第三者に対する販売権限の付与に異議を唱えないものとする。

3. 第1項の定めにかかわらず、メーカーは、販売場所を問わず、メーカー自ら本商品等を販売する権限を失わないものとする。

4. 代理店は、メーカーの事前の書面（電磁的方法を含む。以下同じ）による承諾を得ない限り、第三者に対して第1項に基づく販売権限の再許諾を行うことはできないものとする。

第2条　代理店による販売代理

1. 代理店は、前項の定めに従い付与された権限に基づき、本契約の定めに従って本商品等の販売を仲介するものとする。

2. 代理店は、前項に基づく販売仲介にあたり、メーカー所定の契約書の使用その他のメーカーの定める販売方法に従うものとし、販売仲介の相手方（以下「本商品等購入者」という）その他の第三者とメーカーとの間で、メーカーが指定する以外の内容を有する契約（本商品等の購入対価がメーカーの指定する金額と異なる場合を含むが、これに限られない）が締結される事態を阻止する義務を負う。

第3条　報告義務

1. 代理店は、本契約に基づき本商品等の販売仲介を行い、メーカーと本商品等購入者との間で本商品等の購入に関する契約（本商品等がサービスの場合、当該サービスの利用に関する契約を含み、以下「本商品等購入契約」という）が締結された場合、メーカーに対し、その旨を直ちに通知する。

2. メーカーは、代理店に対し、本商品等購入契約に関する契約書その他のメーカー所定の資料について、客観的に合理的な範囲で提出を請求できるものとする。代理店は、本項に基づく請求を受けた場合には、請求を受けた日から2週間以内に当該資料をメーカーに送信または交付しなければならないものとする。

3. メーカーは、前項に基づき提出された資料に関して調査する合理的な必要がある場合には、代理店の業務の状況を調査するために代理店の店舗等に立ち入ることができるものとし、代理店はこれに最大限の協力を行うものとする。

第4条　販売手数料

1. メーカーは、代理店に対し、代理店の販売仲介に基づき締結された本商品等購入契約において本商品等購入者から現実に支払われた本商品等の対価（消費税を含む）の○パーセントに相当する金額（消費税を含むものとする。なお、1円未満の端数は切り捨てる）を販売手数料として支払う。

2. メーカーは、当月中に前項に基づき発生した販売手数料について、翌月○日までに代理店の別途指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。なお、振込手数料その他の支払いに要する費用はメーカーの負担とする。

3. 代理店による本契約に基づく販売仲介に要する費用については、代理店が負担するものとし、代理店は、メーカーに対し、前項に定める販売手数料とは別に当該費用を請求することはできないものとする。

4. メーカーは、代理店の販売仲介に基づき締結された本商品等購入契約の解除その他の理由によって本商品等購入者に本商品等の対価（当該対価に関する販売手数料を第1項に基づき代理店に支払っていた場合に限る）の全部または一部を返金した場合、当該返金額のメーカーに対する支払いを代理店に請求できるものとする。

第5条　本商品等の購入対価の回収権限

1. メーカーは、代理店に対し、当該代理店の販売仲介に基づき締結された本商品等購入契約に基づく本商品等の対価（消費税を含む）をメーカーに代わって受領する権限を付与する。代理店が本項に基づき本商品等の対価を受領した場合、本商品等購入者のメーカーに対する当該対価の支払義務は消滅するものとする。

2. 代理店は、前項の定めに基づく代理受領権限に基づき、本商品等購入者から本商品等の対価を回収する義務を負う。

3. 代理店は、第1項の定めに基づき当月中に回収した本商品等の対価の総額について、翌月○日までに代理店に報告すると共に、メーカーの別途指定する銀行口座に振り込む形でメーカーに返金する。なお、当該返金に伴う振込手数料その他の費用は代理店の負担とする。

4. 代理店は、前項に基づく返金に際して前条に基づく未払の販売手数料（未払いの販売手数料に限る）を控除できるものとする。代理店が本項に基づき販売手数料を控除した場合、当該控除の対象となった販売手数料についてはメーカーから代理店に支払われたものとみなす。

5. 代理店は、本契約の終了その他の理由によってメーカー自身が本商品等購入者から本商品等の対価を受領することをメーカーが希望した場合、本商品等購入者の支払先の変更が適切かつ円滑に行われるために必要な協力（本商品等購入者に対して支払先が変更される旨を通知することを含むが、これに限られない）を行うものとする。

第6条　保証金

1. 代理店は、メーカーに対し、本契約に関する代理店のメーカーに対する債務の担保として金○円を、保証金として、本契約締結後○営業日以内にメーカーの別途指定する口座に振り込み支払うものとする。なお、振込手数料その他の支払に要する費用は代理店の負担とする。

2. メーカーは、代理店に対し、本契約終了後○日以内に、前項に基づき受領した保証金から保証金の返還時点までに発生した代理店のメーカーに対する債務（未履行のものに限る）の総額を控除した残額を返還する。

第7条　損害賠償

メーカーおよび代理店は、本契約の履行に関連して損害を被った場合、本契約に別段の定めのない限り、相手方に対し、一切の損害の賠償を求めることができる。

第8条　不可抗力

天災、戦争、疫病、政府当局による介入その他の当事者双方の責めに帰することのできない事由が生じた場合、当事者は、当該事由に起因する本契約上の義務の不履行について、当然に免責されるものとする。

第9条　有効期間

本契約の有効期間は、本契約締結の日から3年間とする。但し、期間満了の6か月前までに、いずれの当事者からも本契約を終了または変更する旨の意思表示がなされない場合には、本契約は同一の条件で1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

第10条　秘密保持義務

1. メーカーおよび代理店は、本契約に関連して相手方から開示された情報のうち、開示の際に秘密情報である旨の指定（口頭による指定を除く）を受けた情報（以下「秘密情報」という）について、本契約の遂行のためにのみ利用するものとし、第三者に開示してはならないものとする。

2. 前項の規定は、以下のいずれかに該当する情報については、適用しない。

（1） 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

（2） 開示を受けた際、既に公知となっている情報

（3） 開示を受けた際、自己の責めによらずに公知となった情報

（4） 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

（5） 相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報

3. 本条第1項の定めにかかわらず、メーカーおよび代理店は、法律、裁判所または政府機関の命令等に基づき、相手方の秘密情報を開示できる。

4. メーカーおよび代理店は、本契約が終了した場合または相手方から要請された場合には、秘密情報の複製物について、相手方の指示に従い、返還または廃棄を行うものとする。

第11条　解除

1. メーカーおよび代理店は、相手方が以下の各号のいずれかに該当する場合において、相当な期間を定めて当該該当状況の解消を催告したにもかかわらず、当該該当状況が相当期間内に解消されないときは、相手方の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、本契約を解除することができる。

（1） 本契約に違反した場合

（2） 支払停止または支払不能となった場合

（3） 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合

（4） 公租公課の滞納処分を受けた場合

（5） 自ら振り出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、または手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合

（6） 強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行または競売を受けた場合

（7） 監督官庁から営業停止、営業登録の取消その他これに類する処分を受けた場合

（8） 解散した場合（合併による場合を除く）、清算開始となった場合、または事業の全部（実質的に全部の場合を含む）を第三者に譲渡した場合

（9） 当事者間の信頼関係が著しく損なわれた場合

（10） 前各号に準ずる事由が発生した場合

2. 前項の定めにかかわらず、メーカーおよび代理店は、自己の責めに帰すべき事由によって相手方が本条第1項各号に定める状況に該当することに至った場合には、本条の規定に従って本契約を解除することはできないものとする。

第12条　反社会的勢力の排除

1. メーカーおよび代理店は、相手方に対し、本契約締結時および将来において、自らおよびその親会社、子会社、関連会社の役職員（以下単に「役職員等」という）が、反社会的勢力でないことを表明し、保証する。

2． 前項に定めるほか、メーカーおよび代理店は、本契約締結時および将来において、役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、保証する。

3. メーカーおよび代理店は、相手方が本条の規定に違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

4. 本条に基づき本契約を解除した当事者は、当該解除により相手方に生じた損害の賠償責任を負わないものとする。

第13条　譲渡禁止

メーカーおよび代理店は、相手方の書面による事前の同意なくして、本契約に基づく権利または義務の全部または一部につき、第三者に対する譲渡、担保設定、その他の処分をしてはならない。

第14条　存続規定

第4条、第5条、第8条、第11条、本条および第13条その他当事者の責任について定めた規定は、本契約終了後も、引き続きその効力を有する。但し、第8条については、終了日から2年間に限る。

第15条　準拠法および合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約について生じた紛争については、メーカーの住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本契約書2通を作成し、各当事者記名押印または署名の上、各自1通を保有する。

●年●月●日

メーカー： ［住所］

 ［商号］

 代表取締役　●

代理店： ［住所］

 ［商号］

 代表取締役　●